

2025年9月10日  
2026年1月26日

## 建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）の申し合わせ事項

一般財団法人 日本建築総合試験所

建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）の性能認証取得等における申し合わせ事項は以下の通りとします。

### <申し合わせ事項の一覧>

- (1) 既に性能証明を取得されている技術の取り扱いについて

制定時期：2015年10月

- (2) 複数工場で申請される場合の手数料、製造要領書の取り扱いについて

制定時期：2017年4月

改定：2025年9月

- (3) 製品試験不合格後の取扱い

制定時期：2018年4月

改定：2026年1月

- (4) 認証取得後の変更、更新事項の取り扱いについて

制定時期：2025年9月

- (5) 工場審査時の「製品試験」及び更新時の「製品抜取試験」について

制定時期：2025年9月

建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）

既に性能証明を取得されている技術の取り扱いについて

2015.10

一般財団法人 日本建築総合試験所

## **建築技術性能認証への移行**

従来、せん断補強筋の溶接継手（以下、A級継手）の性能は、柱・梁部材のせん断強度や変形性能などの部材性能と合わせて、性能証明で取り扱ってきました。今般、A級継手に係る性能認証業務を開始したことに伴い、既に性能証明として取得している技術に対しても原則として性能認証で取り扱います。技術の改定が行われる際、以下の通り性能認証への移行手続きに係る対応をお願いします。なお、技術に変更が無い場合は現在の性能証明を有効とし、移行手続きは不要です。

### ◇改定内容に応じた取り扱い

#### ①柱・梁など部材性能に関する改定、又は軽微改定の場合

部材性能・・・性能証明の改定、又は軽微改定

A級継手・・・性能認証の新規取得（改定扱い）

※認証基準により書類審査を行います。試験については既証明時から不足している試験を追加してください。

※3年後の改定時に書類審査、工場審査を行います。

#### ②A級継手に関する改定、又は軽微改定の場合

部材性能・・・性能証明の軽微改定

A級継手・・・性能認証の新規取得

※認証基準により書類審査、工場審査を行います。試験については既証明時から不足している試験を追加してください。

以上

## 建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）

### 複数工場で申請される場合の手数料、製造要領書の取り扱いについて

2017.4

改定 2025.9

一般財団法人 日本建築総合試験所

#### (1) 認証番号を複数発行する場合

(認証番号) (認証工場)

GBRC性能認証第17-01-1 ○○○フープA工場

GBRC性能認証第17-01-2 ○○○フープB工場

- 手数料

各工場で新規申込扱い

A工場、B工場それぞれ176万円（申込料33万円含む）

- ・製造要領書、基準

A工場、B工場で別の規定としても可

#### (2) 認証番号を单一で発行する場合

##### 1) A工場、B工場を同時取得する場合

(認証番号) (認証工場)

GBRC性能認証第17-01-1 ○○○フープA工場、B工場

- 手数料

A工場、B工場含めて新規申込扱い

A工場、B工場含めて176万円（申込料33万円含む）

- ・製造要領書、基準

A工場、B工場で別の規定は不可、同一の規定が必要

##### 2) 改定でB工場を追加取得する場合

(認証番号) (認証工場)

GBRC性能認証第17-01-1 ○○○フープA工場

GBRC性能認証第17-01-1改1 ○○○フープA工場、B工場

- 手数料

A工場は新規申込、B工場は改定申込扱い

A工場時は、176万円、B工場時は104.5万円（申込料33万円含む）

- ・製造要領書、基準

A工場、B工場で別の規定は不可、同一の規定が必要

※工場審査に係る交通費はいずれの場合も、工場ごとに要します。

建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）  
製品試験不合格後の取り扱いについて

2018.4  
改定 2026.1  
一般財団法人 日本建築総合試験所

工場審査時の製品試験で不合格となった後、引き続き性能認証の取得を目指す際の取り扱いは、以下の通りとする。

**(1) 基準溶接条件を変更する場合**

書類審査：①検知試験、②A 級継手性能確認試験、③溶接信頼性確認試験の結果を確認する。

工場審査：製品試験の結果を確認する。試験は、全ての鋼種と径に対して行う。

手 数 料：申込料 16.5 万円 性能認証料 143 万円

**(2) 基準溶接条件を変更しない場合**

不合格原因の特定、管理状態で試験片を作製すれば問題ないことの証明を行い、今までの性能試験結果を活用できることが判断できた場合に限る。

書類審査：なし

工場審査：製品試験の結果を確認する。試験は、全ての鋼種と径に対して行う。なお、再試験は認めない。

手 数 料：申込料 16.5 万円 性能認証料 71.5 万円※

※料金規程第 6 条にもとづく料金の減額

建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）  
認証取得後の変更、更新事項の取り扱いについて

2025.9

一般財団法人 日本建築総合試験所

建築技術性能認証の取得後、下記に示す溶接に関する変更等が生じる場合は、改定または軽微な改定の手続きが必要です。改定後でなければ認証取得製品としての出荷はできません。

1. 改定となる変更

- 1) 基準（標準）溶接条件の変更
- 2) 認証に含まれる高強度せん断補強筋と同じ種類の大臣認定材料の追加
- 3) 溶接機の追加

<確認を要する各種試験>

性能試験：認証基準 2.1 による  
製品試験：認証基準 4.2 による

2. 軽微な改定となる変更

製品試験を伴わず、技術事項の変更に関わらない改定

また、いずれの変更においても、有効期限は更新されません。上記の改定または軽微な改定に合わせて更新を希望する場合は、合わせて、認証基準 3.5 の更新が必要です。

以上

建築技術性能認証（せん断補強筋の溶接継手）  
工場審査時の「製品試験」及び更新時の「製品抜取試験」について

2025.9

一般財団法人 日本建築総合試験所

性能認証の工場審査において、「製品試験」としてサンプルの抜き取りによる製品の確認をしており、更新時においても認証品の「製品抜取試験」により製品の確認をすることとしています。以下「製品試験」「製品抜取試験」の注意点を示します。

- (1) 「製品試験」「製品抜取試験」のサンプルの抜き取りは 3 本製造毎に任意の 1 本を抜き取ることとする。
- (2) 「製品試験」「製品抜取試験」のサンプルの抜き取りは 30 本製造した中から引張試験用と曲げ試験用それぞれ 5 本（合計 10 本）の試験体を抜き取ることとしている。ここで、製造不備等により試験体としての不合格品は除外出来ることとし、その上限は 3 本までとする。

以上